

# 阿見町奨学金返還支援補助金募集要項

阿見町教育委員会 生涯学習課

阿見町では、「阿見町奨学金返還支援補助金」の希望者を募集いたします。この補助金は、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、町内の対象職種・中小企業・社会福祉法人において正規雇用されている方や正規雇用見込みの方等に対し、奨学金返還金の一部を補助することにより、若者の移住及び定住の促進並びに地域産業の担い手となる人材の確保を図ることを目的としています。

## 1 申請対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 申請時において1年前から継続して町の住民基本台帳に記載されている方
- (2) 申請する初年度の末日時点で年齢が30歳未満の方
- (3) 下記の対象となる奨学金の貸与を受けて、大学院、大学、短期大学又は専修学校に進学し、卒業した方
  - ①独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金又は第二種奨学金
  - ②茨城県奨学資金
  - ③母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学資金・就学支度資金）
  - ④その他、町長が別に定める奨学金
- (4) 奨学金の返還を行っており、滞納している返還未済額がない方
- (5) 次のア～ウのいずれかに該当する方
  - ア 申請時において、保育士、幼稚園教諭、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、栄養士、管理栄養士、薬剤師、看護師、准看護師、救急救命士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、義肢装具士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、公認心理士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他これに準ずる職種で町長が適当と認める資格を有している方であって当該有する資格に基づき、町内に就業している者又は就業することが見込まれている方
  - イ 町内に事業所等を有する中小企業（※1）又は社会福祉法人に正規雇用（※2）されている方又は正規雇用として就業見込みの方
  - ウ 個人で農業その他の事業を営む方又はその事業専従者
- (6) 町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の滞納がない方
- (7) 他の制度による助成金・補助金の交付を受けていない方
- (8) 阿見町暴力団排除条例に規定する暴力団員及びその関係者でない方
  - ※1 中小企業：中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者
  - ※2 正規雇用：期間の定めがない雇用であって、中小企業その他の事業者等が定める労働基準法第9章の規定に基づく就業規則又はこれに類するものに定める常勤の労働時間を勤務し、かつ1週間当たりの所定労働時間が35時間以上の方

## 2 補助金の額

補助金の額は、交付申請を行った日の属する年度の前年度における奨学金の返還額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、**5万円を限度**とします。ただし、繰上返還の額その他当該返還計画に沿った返還以外の返還の額は含めないものとします。

## 3 補助対象期間

補助金の交付の対象となる期間は、最初に交付した補助金の算定に係る年度の初日から起算して**10年を限度**とします。（毎年度の申請が必要となります）

## 4 申請手続

申請を希望される方は、教育委員会生涯学習課へ申請書類を提出してください。

(1) 申請希望者は、教育委員会生涯学習課（中央公民館内）から申請用紙等の交付を受けてください。（祝日、月曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 申請用紙等は、町生涯学習課ホームページからもダウンロードできます。

(2) 阿見町奨学金返還支援補助金交付申請書及び提出書類を添えて提出してください。

## 5 提出書類

(1) 阿見町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 住民票（個人番号<マイナンバー>は不要）※最新のもの

(3) 大学等を卒業したことを証する書類の写し（初回申請時のみ）

(4) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証明できる書類の写し（初回申請時のみ）

(5) 奨学金全体の返還計画を確認できるものの写し

(6) 申請の前年度の奨学金の返還額を証するもの（領収書、通帳等）の写し

(7) 1申請対象者（5）アに該当する方：資格の取得を証するものの写し  
（初回申請時のみ）

1申請対象者（5）ア又はイに該当する方：就労（見込）証明書（自由様式）

1申請対象者（5）ウに該当する方のうち事業を営む方：確定申告書の写し

1申請対象者（5）ウに該当する方のうち専らその事業に従事する方：確定申告書の写し及び就労（見込）証明書

(8) 町民税等の納税証明書（未納がないことの証明）※最新のもの

※（2）及び（8）の書類については、公簿等により確認できる場合、省略させることができます。

※（4）～（6）については、別紙「奨学金返還等に係る書類の提出について」をご参照ください。

※（3）及び（4）については、最初の申請時のみ提出してください。

## 6 提出期間

初めて申請をする方は、毎年4月1日から2月末日必着まで（休日の場合は翌日）

2回目以降の申請の方は、原則として毎年4月末日まで（毎年度の申請が必要です）

## 7 補助金交付者の決定と補助金交付の時期

審査を経て採否を決定し、申請者ご本人に通知いたします。補助金の交付決定を受けた方は、同封の補助金交付請求書と口座振替払申請書を提出してください。請求書を提出いただいた後、約1ヶ月で申請者ご本人の口座に補助金をお振り込みいたします。

## 8 問合せ先

〒300-0333 阿見町若栗1886-1  
阿見町教育委員会生涯学習課（中央公民館内）  
TEL 029-888-2526  
月曜日・祝祭日は休館となります